

◆  
鳥取県選挙告示

鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行いうる日時等  
鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行いうる日時等  
鳥取県知事選挙における選挙会の場所等  
鳥取県の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等  
鳥取県知事選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行いうる場所等

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日に當たる翌日)

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十六号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和六十一年法律第九十九号)第一条第一項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を昭和六十二年四月十二日に行うので、同法第二条第一号の規定により告示する。

#### ◆選管告示

目 次

鳥取県知事選挙の実施

鳥取県知事選挙における選挙長等の選任

鳥取県知事選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県知事選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行いうる日時等

鳥取県知事選挙における選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行いうる日時等

鳥取県知事選挙における選挙会の場所等

鳥取県知事選挙における候補者一人につき選挙運動にして支出できる金額

鳥取県の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数等

昭和六十二年三月二十三日

### 鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙における選挙長及びその職務代理人を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十二条の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一 選挙長 境港市花町八 面 谷 規 夫  
二 選挙長の職務代理人 鳥取市吉成一〇八一 横地 繁夫

鳥取県選挙管理委員会告示第二十八号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙における選挙長は、鳥取市東町一丁目二二〇鳥取県庁においてその事務を行う。

昭和六十二年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第二十九号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

昭和六十二年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

裏  
折目表  
折目

氏名	姓 氏 者 候 補

○注意

一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

昭和六十二年執行
鳥取県知事選挙投票
鳥取県選挙管理委員会印

## 備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。  
 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

裏

昭和六十二年執行
鳥取県知事選挙投票
鳥取県選挙管理委員会印

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、鳥取県選挙管理委員会の印とし、刷込式とする。

昭和六十二年三月二十三日

昭和六十二年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一日時 昭和六十二年三月二十四日 午後五時十分  
二場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙における各候補者の政見放送の日時を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

昭和六十二年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号  
昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百六十九条第四項の規定による選挙公報の掲載文の掲載順序のくじを行う日時及び場所を鳥取県選挙運動管理規程（昭和

## 鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙において公職選挙法（昭

三十七年六月鳥取県選挙管理委員会規則第三号）第五十八条の規定により次のとおり定めたので、同条の規定により告示する。

和二十五年法律第百号) 第百九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に關して支出することができる金額は、一千六百三十一万三千六百円であるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号

昭和六十二年三月二十二日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりであるので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第四項、四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)において準用する地方自治法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 九、〇六八  
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五、一三〇  
鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三二、五二七

#### 鳥取県知事選挙選挙長告示

##### 鳥取県知事選挙選挙長告示第一号

昭和六十二年四月十二日執行の鳥取県知事選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和六十二年三月二十三日

鳥取県知事選挙選挙長 面 谷 規 夫

米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三一、六三三

三一、六三三  
境吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一二、六四八

一二、六四八  
岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 九、〇六五

九、〇六五  
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、九〇五

六、九〇五  
八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、四七九

一四、四七九  
気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、〇八三

六、〇八三  
東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一七、七〇九

一七、七〇九  
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、三四四

一三、三四四  
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七四一

六、七四一  
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、三四四

一三、三四四  
日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、七四一

六、七四一  
西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一三、三四四

昭和62年3月23日 月曜日

鳥取県公報

(号外) 第12号 6

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室  
二 日時 昭和六十二年四月九日 午後五時十分

発行所  
鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥  
取  
県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】